

自転車通学許可の申請について

愛知県立松蔭高等学校

自宅から本校まで自転車での登校を希望する場合は、以下の点に注意をいただき申請を行ってください。本校では、生徒たちの「命」を守ることを最重要と考え、自転車通学の許可をさせていただいています。令和5年から自転車乗車中におけるヘルメットの着用が努力義務となりました。そのため、ヘルメットを所持していない生徒には自転車通学の許可をいたしません。保護者の皆様におかれましても、自転車通学を申請される際には、主旨をご理解いただくと共に家庭での交通安全指導など、お子様の登下校の安全確保にご協力賜りますようお願い申し上げます。

- 1, 安全のため、許可申請を受ける自転車の項目（下記2）を保護者の方で必ず確認してください。
- 2, 自転車の確認項目（下記1～7すべてに○がついていなければ許可をいたしません）

確認出来たら、表面の※保護者確認欄に○を付けてください。

1. 鍵 〈施錠できるか〉
2. ライト 〈夜間点灯するか〉
3. ブレーキ 〈前・後輪効くか〉
4. ベル 〈周囲に聞こえるか〉
5. 防犯登録 〈登録していて、ステッカーが貼ってあるか〉
6. ヘルメット 〈所有しており、着用の意志があるか〉
7. ステッカー 〈車体の見える箇所に貼ってあるか〉

- ① 不備なしの場合、保護者印またはサイン（表面記入欄）
- ② 不備ありの場合、修理後に保護者印またはサイン（表面記入欄）
- ③ 表面の必要事項をもれなく記入後、各クラス担任へ提出
- ④ 許可申請書提出後、本校でステッカー配布

- 3, 登下校における自転車乗車は（休日部活動なども含む）登録した通学路を通り、交通ルール（ながらスマホについて、罰則が強化されています）を遵守すること。また、定期的に整備・点検をすること。
- 4, 雨天時は必ず雨ガッパを着用すること（傘をさしての自転車走行は法律で禁止されています）。
- 5, 不慮の事故から身を守るためにも、自転車保険に加入されることをお勧めします。

【参考】自転車事故による高額賠償事例

賠償額	事故の概要	判決
5,000万円	夜間、女子高校生が携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性（57）に気づかず衝突。女性には重大な障害が残った。	横浜地裁 平成17年11月判決
4,034万円	男子高校生が赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性（62）が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷を負い13日後に死亡した。	東京地裁 平成17年9月判決
3,138万円	夜間、男子中学生が無灯火で自転車を走行中、対面から歩いてきた女性（75）と正面衝突。女性には重大な障害（後障害2級）が残った。	さいたま地裁 平成14年2月判決
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性（60）が運転する自転車と衝突。女性は頭蓋骨骨折で9日後に死亡した。	さいたま地裁 平成14年2月判決
9,520万円	小学5年生の児童が坂道を時速20～30キロで走行し、散歩中の女性（67）に正面衝突。女性は頭の骨を折るなどして病院に搬送されたが意識不明の状態。	神戸地裁 平成25年7月判決

自転車通学許可申請書（追加）

松蔭高等学校 生徒指導部

氏名	1年	組	番	2年	組	番	3年	組	番
(※学校記入) ステッカー番号	防犯登録ナンバー								

住所 〒

緊急

自転車

通学

自転車

↑
N

追加（買い替え）のため
記入の必要なし

させること)

※保護者確認欄（裏面をご確認のうえ、該当学年の欄すべてに○が付くようにしてください。）

点検項目	鍵	ライト	ブレーキ	ベル	防犯登録	ヘルメット	ステッカー	保護者印 (サイン)
3年生								
2年生								
1年生								